



韓 愈 II

清水 茂 訳

世界古典文学全集

30_B

筑 摩 書 房

韓愈 II

世界古典文学全集 第30巻B

昭和62年10月25日第1刷発行

訳 者 清 水 茂

発 行 者 関 根 栄 郷

発 行 所 株式会社 筑 摩 書 房

東京都千代田区神田小川町 2-8
郵便番号101-91 振替東京6-4123
電話 東京 291-7651 (営業)
294-6711 (編集)

ISBN 4-480-20353-2

井村印刷/多田印刷/矢嶋製本

乱丁・落丁本の場合は、御面倒ですが、小社読者係宛に御送付下さい。送料小社負担にてお取替えいたします。

目次

凡例

韓昌黎文集 第二十四卷

李觀君の墓誌 (李元賓墓誌)

試大理評事崔翰君の墓誌 (崔評事墓誌)

施士丐先生の墓誌 (施先生墓誌)

考功員外郎盧東美さんの墓誌 (考功員外郎盧君墓誌)

施州の刺史房武氏の鄭夫人の仮埋葬の表 (施州房使君鄭夫人殯

表)

清辺郡王楊燕奇閣下の碑の文 (清邊郡王楊燕奇碑文)

河南の少尹裴復さんの墓誌銘 (河南少尹裴君墓誌銘)

國子助教、河東出身の薛公達君の墓誌銘 (國子助教河東薛君墓誌

銘)

監察御史元禎君の妻、京兆出身の韋氏夫人の墓誌銘 (監察御史元

君妻京兆韋氏夫人墓誌銘)

韓昌黎文集 第二十五卷

登封県の尉盧殷の墓誌 (登封縣尉盧殷墓誌)

興元の少尹房武さんの墓誌 (興元少尹房君墓誌)

河南の少尹李素閣下の墓誌銘 (河南少尹李公墓誌銘)

集賢院校理石洪君の墓誌銘 (集賢院校理石君墓誌銘)

唐の元江西觀察使韋丹閣下の墓誌銘 (唐故江西觀察使韋公墓誌

銘)

唐の元河南府王屋県の尉畢垌君の墓誌銘 (唐故河南府王屋縣尉畢

君墓誌銘)

試大理評事胡明允君の墓誌 (試大理評事胡君墓誌)

襄陽県の丞盧君の墓誌銘 (襄陽丞墓誌銘)

唐の河中府の法曹參軍張円君の墓碣銘 (唐河中府法曹張君墓碣

銘)

太原府參軍苗蕃君の墓誌銘 (太原府參軍苗君墓誌銘)

韓昌黎文集 第二十六卷

唐の朝散大夫、贈司勳員外郎孔戡君の墓誌銘 (唐朝散大夫贈司勳

員外郎孔君墓誌銘)

元中散大夫、河南の尹杜兼閣下の墓誌銘 (故中散大夫河南尹杜君

墓誌銘)

唐の銀青光祿大夫、左散騎常侍致仕、上柱国、襄陽郡王、平陽の

路心閣下の神道碑銘 (唐銀青光祿大夫守左散騎常侍致仕上柱國

襄陽郡王平陽路公神道碑銘)

烏氏の家廟の碑の銘 (烏氏廟碑銘)

唐の元河東節度觀察使、潑陽の鄭儋閣下の神道碑の文 (唐故河東

節度觀察使潑陽鄭公神道碑文)

魏博節度觀察使、沂国公田弘正閣下の先祖の家廟の碑の銘 (魏博

節度觀察使沂國公先廟碑銘)

韓昌黎文集 第二十七卷

右竜武統軍劉昌裔閣下の墓碑 (劉統軍碑)

衢州の徐の偃王を祠る廟の碑 (衢州徐偃王廟碑)

33

31

28

26

25

23

21

19

17

16

14

12

10

9

37

39

40

42

44

47

50

52

55

58

61

65

69

袁氏の先祖の家廟の碑（袁氏先廟碑）

清河郡公房啓閣下の墓闕銘（清河郡公房公墓闕銘）

唐の元銀青光祿大夫、檢校左散騎常侍、兼右金吾衛大將軍、贈工部尚書、太原郡公王用閣下の神道碑の文（唐故銀青光祿大夫檢校左散騎常侍兼右金吾衛大將軍贈工部尚書太原郡公神道碑文）

76 72

韓昌黎文集 第二十八卷

曹の成王李臯殿下の碑（曹成王碑）

息國夫人何氏の墓誌銘（息國夫人墓誌銘）

試大理評事王適君の墓誌銘（試大理評事王君墓誌銘）

扶風郡夫人盧氏の墓誌銘（扶風郡夫人墓誌銘）

殿中侍御史李虛中君の墓誌銘（殿中侍御史李君墓誌銘）

韓昌黎文集 第二十九卷

唐の元朝散大夫、商州の刺史、身分割奪、封州に流された董溪さん

の墓誌銘（唐故朝散大夫商州刺史除名徙封州董府君墓誌銘）

貞曜先生孟郊氏の墓誌銘（貞曜先生墓誌銘）

唐の元秘書少監、贈絳州刺史独孤郁君の墓誌銘（唐故秘書少監贈絳州刺史獨孤府君墓誌銘）

唐の元虞部員外郎張季友君の墓誌銘（唐故虞部員外郎張府君墓誌銘）

唐の元檢校尚書左僕射、右龍武軍統軍劉昌裔閣下の墓誌銘（唐故檢校尚書左僕射右龍武軍統軍劉公墓誌銘）

韓昌黎文集 第三十卷

韓昌黎文集 第三十卷

唐の元監察御史衛之文君の墓誌銘（唐故監察御史衛府君墓誌銘）

唐の元河南県の令張署君の墓誌銘（唐故河南令張君墓誌銘）

鳳翔隴州節度使李惟簡閣下の墓誌銘（鳳翔隴州節度使李公墓誌銘）

唐の元中散大夫、少府監、良公胡珣閣下の墓の神道碑（唐故中散大夫少府監胡良公墓神道碑）

唐の元宰相權徳輿閣下の墓碑（唐故相權公墓碑）

淮西を平定した記念碑ならびに序（平淮西碑并序）

韓昌黎文集 第三十一卷

南海の神の廟の碑（南海神廟碑）

処州の孔子の廟の碑（處州孔子廟碑）

柳州の羅池の廟の碑（柳州羅池廟碑）

黃陵廟の碑（黃陵廟碑）

唐の元江南西道觀察使、中大夫、洪州の刺史、兼御史中丞、上柱

國、賜紫金魚袋、贈左散騎常侍、太原の王仲舒閣下の神道碑の

銘（唐故江南西道觀察使中大夫洪州刺史兼御史中丞上柱國賜紫

金魚袋贈左散騎常侍太原王公神道碑銘）

韓昌黎文集 第三十二卷

司徒、兼侍中、中書令、贈太尉、許國公韓弘閣下の神道碑の銘

（司徒兼侍中中書令贈太尉許國公神道碑銘）

柳宗元、字子厚君の墓誌銘（柳子厚墓誌銘）

唐の元昭武校尉、守左金吾衛將軍李道古閣下の墓誌銘（唐故昭武

校尉守左金吾衛將軍李公墓誌銘）

唐の元朝散大夫、尚書庫部郎中鄭羣さんの墓誌銘（唐故朝散大夫尚書庫部郎中鄭君墓誌銘）

160

唐の元朝散大夫、越州の刺史薛我閣下の墓誌銘（唐故朝散大夫越州刺史薛公墓誌銘）

州刺史薛公墓誌銘

162

韓昌黎文集 第三十三卷

楚國夫人翟氏の墓誌銘（楚國夫人墓誌銘）

167

唐の元国子司業竇牟さんの墓誌銘（唐故国子司業竇公墓誌銘）

169

唐の正義大夫、尚書左丞孔戣閣下の墓誌銘（唐正義大夫尚書左丞孔公墓誌銘）

孔公墓誌銘

172

元江南西道觀察使、贈左散騎常侍、太原の王仲舒閣下の墓誌銘

（故江南西道觀察使贈左散騎常侍太原王公墓誌銘）

176

殿中少監馬繼祖さんの墓誌（殿中少監馬君墓誌）

179

韓昌黎文集 第三十四卷

南陽の樊宗師、字紹述君の墓誌銘（南陽樊紹述墓誌銘）

181

中大夫、陝州の司令部の左司馬李邕さんの墓誌銘（中大夫陝府左司馬李公墓誌銘）

司馬李公墓誌銘

183

元幽州節度判官、贈給事中、清河の張徹君の墓誌銘（故幽州節度判官贈給事中清河張君墓誌銘）

判官贈給事中清河張君墓誌銘

185

河南府法曹參軍盧貽さんの夫人、苗氏の墓誌銘（河南府法曹參軍盧府君夫人苗氏墓誌銘）

盧府君夫人苗氏墓誌銘

188

元貝州司法參軍李楚金さんの墓誌銘（故貝州司法參軍李君墓誌銘）

銘

190

在野の土盧於陵さんの墓誌銘（處士盧君墓誌銘）

191

元太学博士李于君の墓誌銘（故太学博士李君墓誌銘）

193

韓昌黎文集 第三十五卷

盧渾君の墓誌銘（盧渾墓誌銘）

197

號州司戸參軍の韓岌君の墓誌銘（號州司戸韓府君墓誌銘）

四門博士周況の妻、韓好さんの墓誌銘（四門博士周況妻韓氏墓誌銘）

銘

199

韓滂の墓誌銘（韓滂墓誌銘）

女挈の墓穴の銘（女挈壙銘）

200

河南府緱氏県の主簿唐充の妻、盧氏の墓誌銘（河南緱氏主簿唐充妻盧氏墓誌銘）

乳母の墓の銘（乳母墓銘）

202

硯を埋める銘（瘞硯銘）

203

韓昌黎文集 第三十六卷

毛穎の伝（毛穎傳）

205

貧乏神を送別する文（送窮文）

210

わ、どもに告げる文（鱸魚文）

213

韓昌黎文集 第三十七卷

元金紫光祿大夫、檢校尚書左僕射、同中書門下平章事、兼汴州刺史、充宣武軍節度副大使、知節度事、管内支度營田汴宋毫穎等州觀察処置等使、上柱国、隴西郡開国公、贈太傅董晉閣下の事跡報告書（故金紫光祿大夫檢校尚書左僕射同中書門下平章事兼汴州刺史充宣武軍節度副大使知節度事管内支度營田汴宋毫穎等

206

州觀察處置等使上柱國隴西郡開國公贈太傅董公行狀)

汝州の刺史盧虔郎中にあてた侯喜の推薦書(與汝州盧郎中論薦侯

喜狀)

今年臨時に任用試験を休止することについての意見書(論今年權

停舉選狀)

御史台から上書した、ひでりになって国民が飢えていることにつ

いての意見書(御史臺上論天旱人饑狀)

国子監の学生をもとどおりにするための請願書(請復國子監生徒

狀)

唐の元贈絳州刺史馬彙氏の事跡報告書(唐故贈絳州刺史馬府君行

狀)

仇討ちについての意見書(復讎狀)

銅貨の価値が高く物価が安いことについての意見書(錢重物輕

狀)

韓昌黎文集 第三十八卷

宰相韋貫之閣下の代わりに執筆した官職を讓る上表文(爲韋相公

讓官表)

宰相の代わりに執筆した雪をことほぐ上表文(爲宰相賀雪表)

順宗皇帝の実録を献上するときの上表文と報告書(進順宗皇帝實

錄表狀)

宰相裴度閣下の代わりに執筆した官職を讓る上表文(爲裴相公讓

官表)

宰相の代わりに執筆した白い龜をことほぐ書狀(爲宰相賀白龜

狀)

冬、官に提出した殷侗の推薦書(冬薦官殷侗狀)

王用の碑文を献上するときの報告書(進王用碑文狀)

王用の子息から謝礼の物品を受け取ることを許可されたことに對

する感謝の報告書(謝許受王用男人事物狀)

樊宗師の推薦書(薦樊宗師狀)

錢徽を指名して自分の後任とする推薦書(舉錢徽自代狀)

淮西平定の記念碑の文を作ったのを献上するときの上表文(進撰

平淮西碑文表)

韓弘からの謝礼の物品について奏上する上表文(奏韓弘人事物

表)

韓弘からの物品を受け取ることを許可されたのを感謝する上表文

(謝許受韓弘物狀)

韓昌黎文集 第三十九卷

暗殺者を捕えるための懸賞を論ずる上表文(論捕賊行賞表)

仏舍利を論ずる上表文(論佛骨表)

潮州刺史となって皇帝陛下に感謝する上表文(潮州刺史謝上表)

皇帝陛下の敬称を定められたのを祝賀する上表文(賀册尊號表)

袁州刺史となって皇帝陛下に感謝する上表文(袁州刺史謝上表)

皇帝陛下の御即位を祝賀する上表文(賀皇帝即位表)

恩赦を慶賀する上表文(賀赦表)

皇太后の位を受けられたのを祝賀する上表文(賀册皇太后表)

めでたい雲を慶賀する上表文(賀慶雲表)

自分の後任としての張惟素の推薦書 国子監にて(舉張惟素自代

狀 國子監)

249	246	244	243	241	238	235	233	231	230	228	226	217					
281	279	278	276	274	273	271	267	263	259	257	257	255	254	253	252	251	250

自分の後任としての韓泰の推薦書 袁州にて（舉韓泰自代狀
州）

皇帝崩御の哀しみを慰める上表文（慰國哀表）

張籍の推薦書（舉薦張籍狀）

皇帝陛下の敬称を献することを請願する上表文（請上尊號表）

自分の後任としての韋頭の推薦書 尚書兵部にて（舉韋顛自代
狀 尚書兵部）

韓昌黎文集 第四十卷

孔戣の退官についての意見書（論孔戣致仕狀）

自分の後任としての馬摠の推薦書 京兆府にて（舉馬摠自代狀
京兆府）

雨を慶賀する上表文（賀雨表）

太陽の缺けなかったのを慶賀する上書（賀太陽不虧狀）

自分の後任としての張正甫の推薦書 尚書兵部にて（舉張正甫自
代狀 尚書兵部）

袁州から觀察使への上申書（袁州申使狀）

國子監において新しく教官を指名することについての意見書（國
子監論新注學官牒）

黄家の反乱の処置に関する意見書（黄家賊事宜狀）

あらゆるところで人質にされている良民の男女らに関する意見書
（應所在典貼良人男女等狀）

淮西の処置を論ずる意見書（論淮西事宜狀）

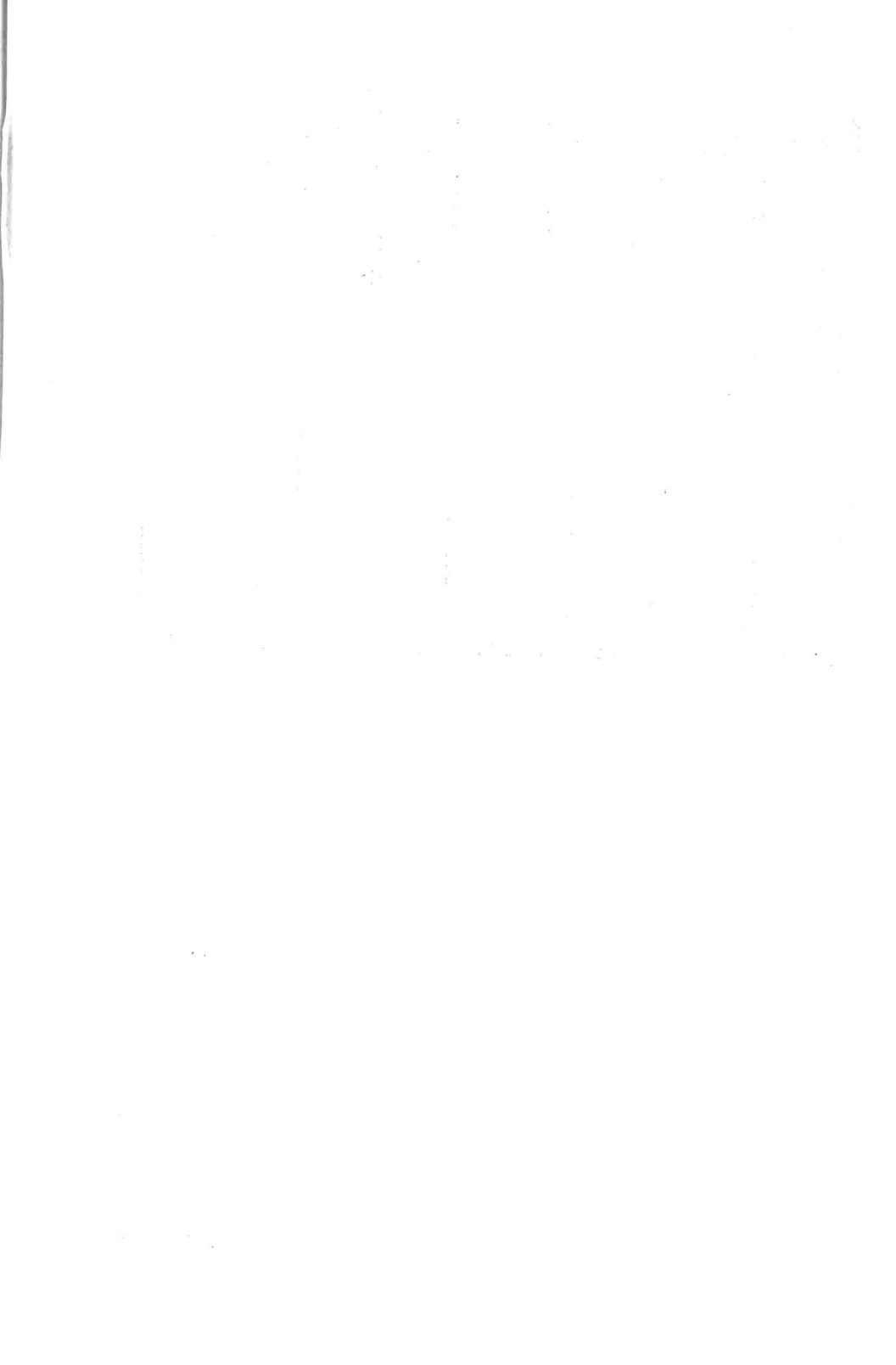
食塩専売法改正の処置を論ずる意見書（論變鹽法事宜狀）

解 説

清 水 茂

282 283 284 285 287 289 291 292 293 294 295 296 297 300 301 306

年 譜
唐百官表
索引
地 図



韓

愈

Ⅱ

凡例

一、本書は、韓愈（七六八—八二四）の詩文集『昌黎先生集』四十巻のうち、巻一より巻十までの賦・詩部分のぞき、巻十一から巻四十までの散文部分の全訳である。したがって巻十一からはじまるのは、抄訳を意味しない。上巻に巻十一から巻二十三まで、下巻に巻二十四から巻四十までを収め、外集・遺文は除いた。テキストは、通行の東雅堂本（ただし、同治己巳（一八六九）江蘇書局重刊本）を使用し、時に五百家註本で文字を改めた。その箇所は注で明らかにしてある。又、巻末に年譜を附録する。

一、本書は、理解し易い日本語訳を提供することを目的とする。あとに原文といわゆる「訓読」を附録したのは、原文のリズムや押韻を知る便宜を与え、又、古来、日本における引用には訓読が使用されたので、それとの連関を考えたためである。

一、訳文は、漢字に新字体を用いるが、余と餘、芸と藝、欠と缺などのように、中国で区別されるものは、書き分けることにした。

一、注は、訳文に附される。主として、引用文の出典あるいは韓愈が意識していたと思われる古典の語句をあげ、時には典故を記して訳文の理解を助けるようにした。引用に訓読を用いたのは、出典の原拠を調べるのに便宜があるのと、紙幅の節約のためである。人名・地名・書名・官職名は原則的には注しないが、そのかわりに下巻末に索引及び地図・百官表を附録する。人名は、原則として、本名の分かるものは本名を採用し、字や号、官名で呼ばれているときは、君・さん・どの・閣下などの敬称を加えて、本名を呼んでいるときと区別した。ただし、墓誌銘などで、諱があとの方で出て来るときは、この原則に従わない。

一、原文は、日本で通常行なわれているような句読点の区別をせず、全部句点を用いた。原文と訓読の句読は、中国文と日本文と句読法が違うので、必ずしも一致しない。一般に、日本文の方が句読が類繁に施されている。又、押韻箇所は、右旁に○○で押韻字を示した。○○は、ただ換韻をあきらかにするために二種を使用した。また、平仄には関係しない。△は交叉韻のときに用いる。なお、原文は旧字体を用いる。

一、訓読は、鶴岡石斎のいわゆる金平点を主として使用し、訳文と一致せぬところは、訳文にあわせて改訓した。そのため、ところによっては文体が一致せぬところが多かかも知れない。なお、できるだけ、石斎の訓を尊重したが、あまりにも耳馴れぬことは現在通行の訓にしたがったところもある。誤刻や誤読がないとはいえないからである。なお、漢字は新字体を使用し、石斎の点そのものが歴史的かなづかいではないので、訓読は歴史的かなづかいを用いず、新かなにし、現在のわかい読者に読み易いことをむねとした。

韓昌黎文集 第二十四卷

李観君の墓誌

李観、字は元賓、その先祖は隴西の人であった。長江の東から来たばかりで、年二十四、進士科試験に推薦され、三年して、好成绩で及第した。さらに博学宏辞試験に推薦され、太子校書の職について一年、年二十九、首都長安において客死した。

納棺して三日め、友人、博陵出身の崔弘礼が、国都の東門の外七里、郷の名は慶義、原の名は嵩原という土地に埋葬した。友人韓愈が石に書きつけてかれを記念した。そのことば、

「ああ、李観君、

長寿がわたしは願わしいものかどうかわからぬ。

夭折がわたしは厭うべきものかどうかわからぬ。

生きていてもりっぱでなければ、長寿とはいえぬ。

死んでも朽ちはたてなければ、夭折とはいえぬ。

ああ、李観君、

才能はいまの時世にひいで、德行はむかしの人の上に出ていた。

ああ、李観君、

いったいどうしたのだ、いったいどうしたのだ。」

(1) 『詩経』 廓風、君子偕老篇、「子の淑からざる、云に之れを如何せん。」

(2) 『左伝』 襄公二十四年、「大上は徳を立つる有り。其の次は功を立つる有り。其の次は言を立つる有り。久しと雖も廢せず、此れを之れ不朽と謂う。」

李元賓墓銘

李観字元賓。其先隴西人也。始來自江之東。年二十四。舉進士。三年登上第。又舉博學宏辭。得太子校書一年。年二十九。客死于京師。既斂之三日。友人博陵崔弘禮葬之于國東門之外七里。郷曰慶義。原曰嵩原。友人韓愈書石以誌之。辭曰。

曰。元賓。壽也者吾不知其所慕。夭也者吾不知其所惡。生而不淑。孰謂其壽。死而不朽。孰謂之夭。曰。元賓。才高乎當世。而行出乎古人。曰。李元賓。竟何爲哉。竟何爲哉。

李元賓の墓誌

李観、字は元賓、其の先は隴西の人なり。始めて江の東より来て、年二十四にして、進士に挙げらる。三年にして上第に登る。又博學宏辭に挙げられて、太子の校書を得ること一年、年二十九にして、京師に客死す。既に斂するの三日に、友人、博陵の崔弘礼、之れを国の東門の外七里に葬むる。郷を慶義と曰う。原を嵩原と曰う。友人韓愈、石に書して以て誌す。辭に曰わく、

曰んぬるかな元賓。寿は吾れ其の慕う所を知らず。夭は吾れ其の惡む所を知らず。生きても淑からずんば、孰か其の寿を謂わん。死すとも朽ちずんば、孰か之れを天と謂わん。曰んぬるかな元賓。才、当世に高うして、行ない古人に出でたり。曰んぬるかな元賓。竟に何爲ぞや、竟に何爲ぞや。

試大理評事崔翰君の墓銘

崔君、本名は翰、字は叔清、博陵郡安平県の人。曾祖父の知道は、任官して大理司直にまでなつた。祖父の玄同は、刑部侍郎となり、地方官に出て徐州と相州の刺史となつた。父の倚は、進士科試験に推薦されたが、天寶の乱のとき、世を捨ててそのままなくなつた。

崔翰君は父がなくなつたので、みなし子や老人を手ひき介添えてともない、長江の南に寄寓して、喪の期間をおえた。儒学の古典に通じ、五言詩を作り、親に孝、兄に従順という点では誠実だが、ユーモアがあつてじょうだんを飛ばし、自分の意見を守つて人に左右されず、その上酒の飲みかたが上手であり、江南の人士が、たくさん彼につきしたがつて交遊した。

貞元八年、崔翰君は年四十七歳であつた。江南から節度使王栖曜の招きを受けて鄆州に行き、到着すると、節度使の上表により、右衛門曹參軍を授けられたが、實際は節度使の司令部の事務に参与した。まっすぐに道にしたがい正しいことは述べ、補ない益するところがたいへん多かつた。

そのうち辭職してしまい、そのまま汝州に住みついた。汝州の刺史、呉郡出身の陸長源が防禦判官にとりたて、上表により試大理評事を授けられた。

十二年、宰相、隴西公董晋閣下が汴州の節度使となつて、陸長源氏を軍司馬とされた。董晋閣下は陸長源氏の属官ならば賢人だと考へて、觀察巡官に任命し、實際は軍用の田はたの管理をした。灌漑溝を掘り、雜草を刈り取つて、はたけ千二百頃、水田五百頃とした。連年大豊作で、兵糧がおかげで十分になつた。司令部ではその功績書を上申したが、使者がまだその後命をもたらさないうちに、十五年正月五日に、病気で家

でなくなつた。年五十六。董晋閣下は、香奠を特別多くされた。

病氣になつたばかりのとき、陸長源氏は司令部の属官を引きつれて、毎日一度はその家に見舞いに行つた。重態になると、一日に二度ずつ見舞いに行つた。なくなると、行つて涙をささげ、ひきつづき、湯灌、納棺と、三度涙をささげた。納棺してから二十日め、その妻とその子は崔翰君の柩を持って汝州に帰つて埋葬することにし、その二月なにかしの日、とうとうなにかがし県なにかがし郷なにかがし原に埋葬した。

崔翰君は内、親戚一同にめぐみ深く、外、客人にできるだけのことをした。かれが居住するところには、うちへ帰るように人がやつて来た。もしも親類だとすると、できの悪いものでも賢人のように受け入れた。もしも賢人であれば、貧しく身分の低いものでも貴族のようになつた。だから、かれがなくなつたとき、甲問のものゝ涙をささげるものは、その声にかならず悲しみをありつたけそそぎ出していた。

妻は、鄭氏である。むすこが二人、むすめが一人ある。わたしの聞くところでは、官位が人徳とつりあわなかつたものは、子孫がりつぱになつたといふ。ああ、崔翰君は、いずれ子孫がりつぱになることだらう。

その銘に、

「朝にいうことばはあはははは、

一晚にいうことばはうふふふ、

いっしょにはいったり出たりして馬に乗つてかけまわる。

一日あわなかつたら死んでいた、ああ、悲しいこと。」

(1) 東雅堂本「妻」字脱。五百家註本によつて補なう。

(2) 『左伝』桓公二年、「臧孫達は其れ魯に後有るか。君違うれば、諫むるに徳を以てすることを忘れず。」

(3) 『易経』家人卦、九三、「婦子嘻嘻。」

(4) 『論語』子路篇、「兄弟怡怡。」

(5) 『詩経』鄭風、子衿篇、「一日見ざれば、三月の如し。」

崔評事墓銘

君諱翰。字叔清。博陵安平人。曾大父知道。仕至大理司直。大父玄同。爲刑部侍郎。出刺徐相州。父倚。舉進士。天寶之亂。隱居而終。君既喪厥父。攜扶孤老。託于大江之南。卒喪。通儒書。作五字句詩。敦行孝悌。談諧縱誕。卓詭不羈。又善飲酒。江南人士多從之遊。貞元八年。君生四十七年矣。自江南應節度使王栖曜命于鄆州。既至。表授右衛曹參軍。實參幕府事。直道正言。補益弘多。既去職。遂家于汝州。汝州刺史吳郡陸長源引爲防禦判官。表授試大理評事。十二年。相國隴西公作藩汴州。而吳郡爲軍司馬。隴西公以爲吳郡之從則賢也。署爲觀察巡官。實掌軍田。鑿漕溝。斬麥茅。爲陸田千二百頃。水田五百頃。連歲大穰。軍食以饒。幕府以其功狀聞。使者未復命。以十五年正月五日疾終于家。年五十有六矣。隴西公賻贈有加。自始有疾。吳郡率幕府寮屬。日一至其廬問焉。其既甚也。日再往問焉。其終也。往哭焉。比小斂大斂。三哭焉。於斂之二十日。其妻與其子以君之喪旋葬于汝州。其二月某日。遂葬于某縣某鄉某原。君內仁九族。外盡賓客。於其所止。其來如歸。苟親矣。雖不肖。收之如賢。苟賢矣。雖貧賤。待之如貴人。是故其歿也。其弔者與其哭者。其聲也必哀盡焉。妻。鄭氏也。有子二人。女一人。吾聞位不稱德者有後。嗚呼。君其終有後乎。銘曰。

崔評事之墓銘

君。諱は翰。字は叔清。博陵安平の人なり。曾大父知道は、仕えて大理司直に至る。大父玄同は、刑部侍郎と爲つて、出でて徐と相との州に刺たり。父倚は、進士に挙げらる。天寶の亂に、隱居して終えたり。君既に厥の父を喪のうて、孤老を携扶して、大江の南に託して、喪を卒う。儒書に通じて、五字の句詩を作る。敦く孝悌を行なう。談諧縱誕、卓詭不羈なり。又善く酒を飲む。江南の人士、多く之れに従つて遊ぶ。貞元八年に、君生まれて四十七年。江南より、節度使王栖曜が命に鄆州に應ず。既に至るとき、表して右衛曹參軍を授けらる。實に幕府の事に

參む。直道正言、補益弘多なり。既に職を去つて、遂に汝州に家す。汝州の刺史、吳郡の陸長源、引いて防禦判官と爲し、表して試大理評事を授けらる。十二年に、相國隴西公、汴州に藩と作りて、吳郡を軍司馬と爲す。隴西公以爲えらく、吳郡の從ならば則ち賢ならん、と。署して觀察巡官と爲す。實に軍田を掌どる。漕溝を鑿り、麥茅を斬つて、陸田千二百頃、水田五百頃を爲す。連歲大穰にして、軍食以て饒かなり。幕府、其の功狀を以て聞す。使者未だ復命せざるに、十五年正月五日を以て、疾いに寝て家に終り。年五十有六。隴西公、賻贈加うるに有り。始め疾い有りしより、吳郡、幕府の寮屬を率いて、日に一たび其の廬に至つて問う。其の既に甚だしきときに、日に再び往きて問う。其の終わるときには、往きて哭す。比りに小斂、大斂まで、三たび哭す。斂するの二十日に於いて、其の妻と其の子と、君の喪を以て、汝州に旋らし葬むる。其の二月某の日、遂に某の原某の郷某の原に葬むる。君、内九族に仁あつて、外、賓客に尽くす。其の止まる所に於いて、其の來ること帰するが如し。苟くも賢なれば、不肖なりと雖も、之れを收むること賢人の如くにす。苟くも親なれば、不肖なりと雖も、之れを待すること貴人の如くにす。是の故に其の歿するときに、其の弔する者と其の哭する者と、其の聲や必ず哀しんで尽くせり。妻は鄭氏なり。子二人、女一人有り。吾れ聞く、位、德に稱わざる者は後有り、と。嗚呼、君、其れ終に後有らんか。銘に曰わく、朝の言嘻嘻たり。夕べの言怡怡たり。偕に入つて出でて馬に乗つて馳す。一日見ずして死す。吁、其れ悲し。

施士丐先生の墓銘

貞元十八年十月十一日、太学博士施士丐先生がなくなつた。その同僚、太原出身の郭伉が石を買いその墓に記録を留めることにし、昌黎出身の韓愈がその文章を作つた。

施士丐先生は『詩経』の毛伝・鄭箋にあきらかたで、『春秋左氏伝』に通じ、講義が上手であつた。朝廷の賢明な官吏で、先生のところへ経書を手にして質問に来るものが、門にひきつづいていた。

大学の学生で、『詩経』の毛伝・鄭箋と『春秋左氏伝』を学習するのは、みなその弟子であつて、貴族の子弟も、先生が例の二つの經典を講義するときを見はからい、大学へやつて来て、べたべたと学生たちの下座に坐り、しまいまで聞くことができないうを気づかうほどであつた。先生が死んで、例の二つの経書を習う学生は教師をなくし、大学に勤務しているものは、友人をなくした。だから、賢明なる官吏たちも、長年研究をつづけて来た大先生たちも、学問にはいったばかりのわか手のものたちも、先生の死を聞いて、涙を流しながら弔問に来、衣服や貨財を香奠としてさし出したのである。

施士丐先生は年六十九であつた。大学にいたのが十九年、四門助教から大学助教となり、助教から博士となつた。大学で任期が満了するとやめねばならなかつたが、そのたびに学生たちが上書を呈出して、留任をねがい、留任したり、昇任したりして、およそ十九年、大学から離れなかつた。

祖父は施旭といい、袁州宜春県の尉、父は施媯といい、豪州定遠県の丞、妻は太原出身の王氏であつて、施士丐先生よりも先になつた。子は友直というのが、明州鄞県の主簿、友諒というのが、太廟斎郎である。

書きつけることばは、「先生の祖先は、施父から氏がはじまつた。その後、施常は、孔子におつかへして有名となつた。」

施繹は博士となり、施延は太尉となつた。

太尉施延の孫となり、

はじめて呉の人となり、施然という人、施績という人も、

その事跡が歴史に載せられている。

施士丐先生のそもそのものはじまりは、朝廷に召されたのであつた。以前の聞きつたえをまとめあげて、その光はのちに照り映えるであらう。

むかしの聖人のことばは、その意味が秘められひそかである。注釈がごたごたとあるが、是と非をとちがえてゐる。

施士丐先生の講義を聞けば、旅行者が帰宅するようなものだ。謙遜して誠実にいねいに説かれるが、出されることばはたいへんはつきりしている。

いまはもうなくなつた、だれがあとをついで指導者となるのか。県は万年、原は神木、高さ四尺のもの、これが施士丐先生の墓なのか。」

(1) 東雅堂本「再」であるが、五百家注本「丐」に従う。「士丐」は、「春秋」に見える晋の大夫の名。

(2) 續、本文は、統に作り、「考異」に、「統、或いは續に作る。」「三国志」巻五六に載せるのは、施績であり、五百家注本、「績」に作る。いま、改める。

(3) 公車は漢代官署の名。のち科挙に推薦されることを、「公車に召す」という。

(4) 「左伝」莊公二十二年、「光遠くして他より耀く有る者なり。」

(5) 「中庸」、「肫肫たり其の仁」。鄭玄注、「肫肫は、読むこと」爾に誨う

ること腫腫(『詩經』大雅、蕩之什、抑篇の句、今本「諄諄」に作る)の腫の如し。腫腫は、懇誠の貌。

(6)『礼記』檀弓下篇、「孔子……曰わく、『吾れ、之れを聞けり、古や墓して墳せずと。今丘や、東西南北の人なり。以て識せざるべからざるなり』とは是に於いて之れ(父母の墓)を封すること崇さ四尺」。

施先生墓銘

貞元十八年十月十一日。太學博士施先生士丐卒。其寮太原郭仇買石誌其墓。昌黎韓愈爲之辭。曰。先生明毛鄭詩。通春秋左氏傳。善講說。朝之賢士大夫從而執考疑者繼于門。太學生習毛鄭詩春秋左氏傳者皆其弟子。貴游之子弟時先生之說二經。來太學。帖帖坐諸生下。恐不卒得聞。先生死。二經生喪其師。仕於學者亡其朋。故自賢士大夫老師宿儒新進小生聞先生之死。哭泣相弔。歸衣服貨財。先生年六十九。在太學者十九年。由四門助教爲太學助教。由助教爲博士。太學秩滿當去。諸生輒拜疏乞留。或留或遷。凡十九年不離太學。祖曰旭。袁州宜春尉。父曰媿。豪州定遠丞。妻曰太原王氏。先生卒。子曰友直。明州鄞縣主簿。曰友諒。太廟齋郎。承曰。先生之祖。氏自施父。其後施常。事孔子以彰。雖爲博士。延爲太尉。太尉之孫。始爲吳人。曰然曰續。亦載其跡。先生之與。公車是召。纂序前聞。于光有曜。古聖人言。其旨密微。箋注紛羅。顛倒是非。聞先生講論。如客得歸。卑讓腫腫。出言孔揚。今其死矣。誰嗣爲宗。縣曰萬年。原曰神禾。高四尺者。先生墓邪。

施先生の墓銘

貞元十八年十月十一日、太學博士施先生士丐卒す。其の寮、太原の郭仇、石を買いて、其の墓に誌し、昌黎の韓愈、之れが辭を爲る。曰わく、先生、毛・鄭が詩に明らかに、春秋左氏伝に通じて、善く講説す。朝の賢士大夫、従つて經を執つて疑いを考ふる者、門に繼ぐ。太学の生、毛・鄭が詩、春秋左氏伝を習う者は、皆其の弟子なり。貴游の子弟、先生の二經を説くを時のうて、太学に来て、帖帖として諸生の下に坐して、聞

くことを得ることを卒えざらんことを恐る。先生死して、二經の生、其の師を喪なう。学に仕うる者、其の朋を亡なう。故に賢士大夫より、老師宿儒・新進小生までに、先生の死を聞いて、哭泣して相弔うて、衣服貨財を帰る。先生、年六十九。太学に在ること十九年、四門の助教より、太学の助教と爲る。助教より博士と爲る。太学、秩滿ちて、當に去るべし。諸生輒ち拜疏して留めんことを乞う。或いは留まり或いは遷る。凡そ十九年、太学を離れず。祖を旭と曰う。袁州宜春の尉なり。父を媿と曰う。豪州定遠の丞なり。妻を太原の王氏と曰う。先生に先だつて卒す子の友直と曰うものは、明州鄞県の主簿なり。友諒と曰うものは、太廟の齋郎なり。系して曰わく、先生の祖、氏、施父よりす。其の後、施常、孔子に事えて以て彰わる。雖は博士爲り、延は太尉爲り。太尉の孫、始めて吳人爲り。然と曰い續と曰うものも、亦其の跡を載せたり。先生の興るとき、公車に是れ召す。前聞を纂め序でて、于に光りて曜くこと有り。古の聖人の言、其の旨密微なり。箋注紛羅して、是非を顛倒す。先生の講論を聞いては、客の帰ることを得るが如し。卑讓して腫腫として、言を出だすこと孔だ揚がる。今其れ死す。誰か嗣いで宗爲らん。県を万年と曰い、原を神禾と曰う。高きこと四尺なる者は、先生の墓か。

考功員外郎盧東美さんの墓銘

わたくし韓愈の長兄、元起居舍人韓会兄は、道德と文学で當時を圧倒していた。その友人四人、その一人は、范陽出身の盧東美さんで、わかつてまだ官途につかなかったが、みな長江・淮水のあたりにおり、天下の士大夫は、それを四夔といっていた。その意味は道がむかしの夔や皋陶と同じくらいだということ、そういうたのである。また、こういってたひともある。「夔は宰相になったことがあり、世に宰相の夔といっている。四人のものは、在野のものでまだ官途についていないが、天下のものが宰相となることをみとめているから、そういうのである。」と。

大曆の初年、御史大夫李栖筠が、工部侍郎から浙西觀察使となった。ちょうどこのとき、中原地方はやつと戦乱がおさまったばかりで、長江・淮水のあたりに避難している官吏が多く、以前大官となつて評判が高かったことがあり、ものなれていてと自信を持っているものが、何百人何千人といた。李栖筠閣下はそれらを選び取らず、ひとり、あさ大礼服を着こんで、馬に乗った役人をつれ、場末の家へやつて来て盧東美さんにお願ひした。

盧東美さんはやつと二十で元服したばかり、『詩経』『書経』に通じ、なかまと毎日、周公・孔子のことを話しあつて、修養学習したり、歌舞遊樂したりして、まだ自分のしていることをうち棄てて人の意志にそう気はなかつたが、官に就くことにして李栖筠閣下の部下となると、天下の盧東美さんを知らないものは、李栖筠閣下の人の選び取り方がふつうではない、きつといい人が得られたのだと、ふしぎに思い、盧東美さんを知っているものは、盧東美さんが人の部下となつたのは、平生維持して来た態度とちがう、きつと部下となるのにふさわしい人を得たのだと思つた。

その後、太常博士、監察御史、河南府司録、考功員外郎となり、年ながしてなくなつたが、官吏としてよくその職務をはたした。
夫人は李氏、隨西の人、盧東美さんの生存中は、りっぱな夫にふさわしく徳に缺點がなく、盧東美さんがなくなつてからは、むすこむすめを訓育してりっぱに母としての道をつとめ、盧東美さんより二十年おくれで、年六十六でなくなつた。

二人を合葬しようとするとき、その子の盧暢がその孫の立にいつけ「おまえのおじいさんのおおしい徳はだれでも知っている。けれどもそのくわしくたしかなことは、わがなき父の友人がいちばんよく知っているが、なき父の友人に生存者はいない。起居舍人韓会さんに末の弟の韓愈というのがいて、古文を書くのが上手で、家の伝統をよくまもっている。この人はきつとわたしの父の行なつた仕事を述べることができよう。おまえは行って銘をたのんでおいで。」

盧立はそこで父のいつけにしたがつて、急いでやつて来て話した。わたくし韓愈は盧立にむかい、こういつた。

「あなたが来たのはもつともだ。行ないはひとつふたつとすっかり数えあげるわけにいかない。そのうえ、わたしの生まれたのがおそく、あなたのおじいさんと交際がないから、くわしくはできない。その大きなものは、みんなが認めていることがいちばんだ。認めていることの多少を見れば、そこからその徳をくわしく知ることができよう。」

あなたのおじいさんがまだ官途につかず、在野のとき、天下の士大夫がむかしの夔や皋陶と同じくらいだ、宰相となれるといつたのは、その徳が大きかったからではないか。周公・孔子のことを話しあつて、その道を楽しみ、ありきたりのことをするのを楽しまなかつたが、部下となすべき人が見つかる、中央、地方を問題とせず、決心をきめて官途についたのは、その出処進退が義にかなつていないことではないか。こんなことを銘とすれば、現在と後世に知らせるのによいのではないか。」
盧立はお辞儀して、「はい、そのとおりです。」といつた。